



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部  
2020年9月29日 No.244

## 「自宅待機」における厳正な労働時間と賃金処理を求めて 経営側に再度申し入れる！

私たち東日本ユニオンはこの間、3度にわたり経営側と「自宅待機（勤務免除）」に関する団体交渉を行ってきました。経営側の回答が二転三転する中、9月11日に開催した申第38号『「勤務免除（自宅待機）」の不確定な取り扱いに対する申し入れ』の団体交渉で、あらためて厳正に勤務処理を行うことを確認してきました。

しかし、現場組合員からは労使双方で確認した「回答」に基づく、厳正な勤務処理が未だ行われていない実態が報告されています。

東日本ユニオンは9月28日に申第40号「申第38号の団体交渉を踏まえた『自宅待機（勤務免除）』に関する申し入れ」を提出しました。経営側自身が出した回答を遵守することはもとより、厳正な労働時間の管理と賃金処理を求めて経営側と議論していきます。

### <申し入れ項目>

1. 申第38号の回答において「自宅待機中（勤務免除）に呼び出された場合は、その時点で自宅待機（免除）は切れる」との回答であったことから、呼び出し連絡があった時刻から職場に出勤し、実労働が始まるまでの時刻については「自宅待機（勤務免除）」内の所定労働時間から除外する勤務処理となるように労働時間の計算については是正し、必要に応じて正当な賃金を遡って支給すること。
2. 自宅待機（勤務免除）最中の社員を呼び出して、予め定められていた所定退勤時刻を超えて実労働させた場合には、所定労働時間に達するまで超過勤務（A単価）として取り扱うこと。
3. 自宅待機（勤務免除）の所定労働時間を終えたのちに、同日であらためて呼び出して実労働させた場合には超過勤務（B単価）として取り扱うこと。
4. 自宅待機（勤務免除）に関する労働時間、賃金処理について、社員から問い合わせがあった場合、会社はその社員に説明すること。

「自宅待機（勤務免除）」に関する疑問などは  
身近にいる東日本ユニオンの役員にお尋ねください！